

規則変更理由書

宗教学法人「三宝教団」規則を変更する理由は、左記のとおりである。

記

規則変更理由

	<p>変更事項</p>	<p>変更理由</p>
<p>全般</p>	<p>宗教学法人「三宝教団」規則の一部で旧字や略字で表示している部分を常用漢字に変更する。</p>	<p>平成二十八年に変更する以上当然のことである。</p>
<p>第一条</p>	<p>「教団」という文言を「法人」に改める。 名称を「三宝教団」から「三宝禅」に改める。</p>	<p>一般の「教団」という名称に対する抵抗感を払拭し、一見して禅の修行団体であることが分かる名称とすることにより、禅に関心を持つ若い世代が入会し易くすることを目的として、法人の清規を改訂し名称を変更したため。</p>

<p>第二条</p>	<p>事務所名を「三宝教団本部」から「三宝禪本部」に改める。</p>	<p>法人名称を宗教法人「三宝教団」から宗教法人「三宝禪」に変更したため。</p>
<p>第三条</p>	<p>「僧侶、檀信徒」という文言を廃し構成員の呼称を「会員」という文言に統一する。また「教団」という文言を「法人」に改める。</p>	<p>清規を改訂し構成員の呼称を「三宝禪会員（以下「会員」という）」に統一し、また「教団」という文言を廃したため。</p>
<p>第六条</p>	<p>1 「この法人の規定たる清規により」という文言を「この法人が別に定める「三宝禪清規」（以下「清規」という。）に定める」に改める。 2 「清規により仏祖の大法を相続した僧侶又は檀信徒のうちから」を「本法人の師家から見性以上の修行力を具えた者と認定された会員のうちから適当な者を」に変更する。</p>	<p>1 規則として適当な表現に直した。 2 現今では、「仏祖の大法を相続する」までには長期間を要し高齢化する恐れがある、活力ある有能な若い人材を登用し易くするため選択幅を広げた。</p>
<p>第九条</p>	<p>1 「責任役員は、この法人の事務を決定する。」を「この法人は責任役員で組織する責任役員会を置き、この法人の事務を決定する。」に変更する。 2 責任役員会の招集権限者が代表役員であること、責任役員の定数の過半数による責任役員会開催請求権について定めた。</p>	<p>1 旧規則の責任役員という文言が個人なのか組織体を指すのか曖昧であった。そこで実体的には存在していた責任役員会に事務決定権があることを明示することにした。 2 責任役員会の招集権限者を明示し、その恣意的な招集権の行使を避けるため。</p>

<p>第九条</p>	<p>3 責任役員会の議決権を定め、「但し、可否同数のときは、代表役員の決するところによる。」を削除する。  4 代表役員以外の責任役員は、「責任役員の」決定に基づきとあつたものを「責任役員会の」の決定に基づきに変更する。  5 責任役員会議事録の作成義務を明記した。</p>	<p>3 上記の但し書きの部分は、文化庁担当官から「宗教法人法に抵触する」との指摘があつたため。  4 1で事務決定権が責任役員会にあることを明示したため。  5 責任役員会会議の責任を明確化するため。</p>
<p>第十一条</p>	<p>1 「清規により」を「清規に定める」に、「僧侶」を「会員」に変更する、  2 「僧侶又は檀信徒のうちから」を「本法人の師家から見性以上の修行力を備えた者と認定された会員のうちから適当な者を」に変更する。</p>	<p>1 第三条及び第六条の変更理由に同じ。  2 第三条及び第六条の変更理由に同じ。</p>
<p>第十四条</p>	<p>1 「清規により」を「清規に定める」に、「僧侶」を「会員」に変更する。  2 「僧侶又は檀信徒」を「会員」に変更し、「他の責任役員」を「責任役員会」に変更する。</p>	<p>1 第三条及び第六条の変更理由に同じ。  2 第三条及び第九条の変更理由に同じ。</p>
<p>第十四条の2</p>	<p>仮代表役員及び仮責任役員の職務権限について追加する。</p>	<p>旧規則には定めていなかったため。</p>

<p>第十六条</p>	<p>1 「二人は僧侶のうちから、他の三人は檀信徒」を「会員」に、「清規による団員の」を「満二十才以上の会員の」に変更する。</p>	<p>1 第三条の変更理由と同じ、また旧清規の役員の選挙権に関する第七を削除したため、本項で定めることとした。</p>
<p>第十八条</p>	<p>「その都度」の文言を削除し、「但し。代議員の定数の過半数から請求があつた場合は、代表役員は、すみやかに招集しなければならない。」という文を追加する、</p>	<p>「その都度」という文言は不要である。後段は代表役員の恣意的な招集権行使を避けるためである。</p>
<p>第十九条</p>	<p>1 「代議員会開催の都度」の文言を挿入する。 2 議長任期についての定めを廃止する。</p>	<p>1 代議員の互選によって定めた議長が代議員会に参加できない事態が生ずることもあり得るため、議長の選任を「代議員会開催の都度」とした。 2 第一項の変更により任期を定める意味がないため。</p>
<p>第二十条</p>	<p>「但し、可否同数のときは、議長の決するところによる。」の文を削除する。</p>	<p>代議員の定数は五人であり、可否同数ということはないからである。</p>
<p>第二十一条</p>	<p>「教団」という文言を「法人」に変更する。</p>	<p>第一条の変更理由と同じ。</p>
<p>第二十二条</p>	<p>「(この法人と被包括関係にない宗教団体がこの法人と被包括関係を設定しようとする場合を含む)。」の文を本文に挿入し、二号の「(この法人と被包括関係を設定することを含む)。」の文を削除する。また、「教団」という文言を「法人」に変更する。</p>	<p>文意から二号におくよりも本文に記載した方が的確であるため。 「教団」という文言を「法人」に変更するのは第三条の変更理由と同じである。</p>

第二十三条	「但し、代表役員が後任者を選定しないで、死亡し、又は失踪した場合において、代表役員又はその代務者を置こうとするときは、この法人の代表役員が選任する。」という文を削除する。	現今の法人の実態において、法人の代表役員が被包括寺院及び教会の代表役員の選任に関与することはあり得ないからである。
第二十四条	「団費」を「会費」に、「団員」を「会員」に変更する。	第三条の変更理由に同じ。
第二十六条	「代議員会」の文言の前に「責任役員会及び」の文言を追加する。	基本財産の設定及びその変更には当然責任役員会の議決が必要であるため。
第二十八条	「代議員会」の文言の前に「責任役員会及び」の文言を追加する。	基本財産の処分等には当然責任役員会の議決が必要であるため。
第二十九条	「代議員会」の文言の前に「責任役員会及び」の文言を追加する。	財産目録の作成には当然責任役員会の承認が必要である。
第三十一条	「代議員会」の文言の前に「責任役員会及び」の文言を追加する。	予算の編成には当然責任役員会の議決が必要であるため。
第三十四条	「代議員会」の文言の前に「責任役員会及び」の文言を追加する。	予算の追加及び更正には当然責任役員会の議決が必要であるため。

第三十五条	<p>「代議員会」の文言の前に「責任役員会及び」の文言を追加する。「翌年度の」及び「に提出して」の文言を削除する。</p>	<p>決算の作成には当然責任役員会の議決が必要である。また無用の文言を削除し整理する。</p>
第三十六条	<p>「代議員会」の文言の前に「責任役員会及び」の文言を追加する。</p>	<p>歳計剰余金及び予算外収入の処置には当然責任役員会の議決が必要である。</p>
第三十九条	<p>支援団体に関する条項第三十九条を追加する。</p>	<p>三宝興隆会は三宝教団の活動の支援・管理団体であるが任意団体であるため、三宝教団との関係が公的には曖昧であり、金融機関等での諸手続に困難をきたし活動が円滑にいかないところがあった。そこで三宝教団との関係を明示することにした。</p>
第四十条	<p>「責任役員会及び」の文言を追加し、「文部大臣」を「文部科学大臣」に変更する。</p>	<p>規則の変更には当然責任役員会の議決が必要である。また、宗教法入法第五条により所轄庁が「文部科学大臣」となったため。</p>
第四十一条	<p>1 「第九条第一項」を「第九条第三項」に、「文部大臣」を「文部科学大臣」に変更する。 2 「第九条第三項の規定にかかわらず」の文を「解散の時に於いて、」の後に挿入する。</p>	<p>1 新旧規則の項目番号の相違によるものと、第四十条の変更理由に同じ。 2 1と表現を合わせた。</p>

第四十二条	事務所の備付書類及び帳簿に関する第四十二条を追加した。	事務所に備え付けなければならない帳簿の管理を厳正にするため明示することとした。
第四十三条	「代議員会」の文言の前に「責任役員会及び」の文言を追加する。	施行細則の変更には当然に責任役員会の議決が必要である。

平成二十八年四月十七日

宗教法人「三宝教団」

代表役員 山田匡通